

一般競争入札公告

沖縄県海洋深層水研究所が発注する深層水払下管理制御盤のタッチパネル修繕について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年10月17日

沖縄県海洋深層水研究所 所長 中村 博幸

1 入札に付する事項

- (1) 品名・数量：海洋深層水払下管理制御盤のタッチパネル修繕（3台分）
- (2) 修繕内容：仕様書による
- (3) 納入期限：令和8年3月27日（金）
- (4) 納入場所：沖縄県海洋深層水研究所（〒901-3104 沖縄県久米島町字真謝500-1）

2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日時点で、県が発注する物品の買入れや建設等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく、有効期間至令和8年10月31日の競争入札参加資格者名簿（以下「入札名簿」という。）に登録されている者。
- (2) 沖縄県内に本社、支店（支社・営業所等）を有し、契約に関する事務をこれら沖縄県内の事業所等で行う者。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に次のような資本関係又は人的関係がある者。
 - ア 資本関係 ① 親会社と子会社 ② 親会社を同じくする子会社同士
 - イ 人的関係 ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲載場所 沖縄県ホームページ（公募・入札）
- (2) 掲載期間 令和7年10月17日（金）から令和7年11月17日（月）午後5時まで

5 申請書等の提出および競争入札参加資格の審査等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 令和7年10月17日（金）から同年10月31日（金）までの、土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 ※郵送により提出する場合は、期限日当日必着とする。

イ 提出場所 沖縄県海洋深層水研究所

〒901-3104 沖縄県久米島町字真謝500番地1

ウ 提出方法 持参又は郵送

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和7年11月5日（水）までに通知する。

6 入札執行の方法及び日時

(1) 入札方法 郵便入札方式により行う

ア 宛先: 〒901-3104 沖縄県久米島字真謝 500 番地1 沖縄県海洋深層水研究所

イ 到着期限: 令和7年 11 月 10 日（月）必着

ウ 郵送種別: 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、配達日指定郵便とする。

(2) 提出書類 入札書

(3) 開札日時 令和7年 11 月 11 日（火）午前 10 時

(4) 開札場所 沖縄県海洋深層水研究所会議室

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額（税込）の 100 分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合。

9 その他

詳細については、下記関連資料をご確認ください。

＜関連資料＞

1. 一般競争入札説明書(PDF)
2. 修繕仕様書(PDF)
3. 物品修繕契約書(案)(PDF)
4. 様式(入札関係書類)(エクセル)
 - (1)申請書等提出確認票
 - (2)一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
 - (3)同種・同規模契約の実績(第2号様式)
 - (4)質問書(第3号様式)
 - (5)入札書(第4号様式)
 - (6)委任状(第5号様式)
 - (7)入札辞退届(第6号様式)
 - (8)入札保証金納付書発行依頼書(第7号様式)
 - (9)債務者登録票(第8号様式)
 - (10)入札保証金還付請求書(第9号様式)
5. 入札保証金について(PDF)